

京大タテカン訴訟ニュース

第10号 2023年7月19日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第10回口頭弁論が開かれる

概要 2023年5月25日11時から、京都地裁101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第10回口頭弁論が開催されました。今回は、裁判長が交代し、これまでの弁論の内容を引き継ぐという「弁論の更新」の手续があり、今後の予定が話し合われました。前回、行政指導の記録の開示が認められなかったものの、被告らは原告の主張に実質的に反論していない状態にあります。

文書開示手続の途中経過 前号で予告しましたように、私たち原告は、裁判の手續とは別に、被告らに対して文書開示請求を行うことにしました。結果は、行政指導の内容部分がいずれも黒塗りの状態での回答となりました。ところがそれ以外に、一部の行政指導がそもそも屋外広告物条例に関係ないとする回答も出てきました。これはかなり重大な情報ですので、この場を借りてご報告させていただきます。

まず、京都市および京大法人への請求のうち、行政指導の全時期を通じて京大職組の役員を務めてい

た高山副委員長について、保有個人情報の開示を請求し、行政指導の中に京大職組への言及があったかを探ろうとしました。しかし、京都市も京大法人も「該当文書なし」でした。つまり、高山副委員長が登場する内容はなかったこととなります。

また、全14回に及ぶ行政指導の記録を請求したうち、京都市からは黒塗り文書が出てきたのに京大法人が「該当文書なし」と回答した回がありました。景観保護とは関係のないキャンパス内部の学生のタテカンの扱いを対象にしていた疑いが濃厚です。

京大法人はそれ以外の文書についても、黒塗りの理由として京都市が挙げなかった「個人情報」を挙げています。京大職組に関する情報はなかったわけですから、学生団体である疑いがさらに強まります。

私たち原告側は、不開示・不存在の回答を不服として、京都市および京大法人のそれぞれに対し、行政手續上の上訴にあたる審査請求を提出しました。

隠蔽の向こうに見えること

指導は屋外広告物条例と無関係 今回「京都市」に対して行った開示請求の結果は、2018年に京大生

が請求したときと基本的に同じでした。

ところが、「京大法人」からは、一方で、京都市が一部不開示とした記録の一部が全部不開示とされ、他方で、京都市が黒塗りにした参考資料の一部が開示されました。京都市からは14回分の黒塗り文書が出てきたのに対し、京大法人は1、4、5、6、7、10回目の行政指導の記録を対象外だとしています。そして、第2回の資料とされていたのも、屋外広告物規制条例ではなく、道路交通法の「何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに置いてはならない」という規定だったのです。



◀ 在りし日の掲示ボード (2015年、筆者撮影)

学生団体の記録 私たちが推測していたとおり、タテカン撤去に至る行政指導は、学生団体の活動の抑圧を本旨としていた可能性が高くなりました。学生団体に対する規制と、行政指導の時期とを、時系列的に照らし合わせて見てみます。

2012年5月頃 学生団体「同学会」が正門柱横にやぐらを設置

2012年7月4日 第1回行政指導

(京大法人は条例に関係ないとして不開示)

2012年7月24日 京大の部局長会議で、学生の工作物およびタテカンを撤去したことが報告される

2013年4月24日 第2回行政指導

(黒塗りの理由が個人情報、資料は道路交通法)

2013年10月2日 第3回行政指導

(黒塗りの理由が個人情報)

2016年6月27日 第4回行政指導

(京大法人は条例に関係ないとして不開示)

2016年7月20日 京大川添信介理事、吉田寮自治会に入寮者募集停止を要請

2016年8月9日 京大法人、学生団体”ごりらとスコラ”のクスノキ前タテカンを強制撤去

2016年8月30日 第5回行政指導

(京大法人は条例に関係ないとして不開示)

2016年9月30日 京大法人、「ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の行為を禁止する」告示第5号を発出

2016年10月3日 京大法人、”ごりらとスコラ”のクスノキ前タテカンを強制撤去

2016年10月13・18日 酒田芳人弁護士が強制撤去を不当とする通知書・申入書を京大法人に提出

2016年11月18日 京大法人、「クスノキ周辺を無断で占有する」タテカンを「断じて許されるものではない」とする告示第8号を発出

2016年11月22日 第6回行政指導

(京大法人は「文書不存在」と回答)

2016年12月26日 京大法人、”ごりらとスコラ”のタテカンを強制撤去

2017年1月20日 京大法人、”ごりらとスコラ”のタテカンを強制撤去

2017年1月31日 熊野寮強制捜査

2017年4月20日 第7回行政指導

(京大法人は条例に関係ないとして不開示)

2017年5月15日 第8回行政指導

(黒塗りの理由が個人情報)

2017年5月31日 京大法人、”ごりらとスコラ”のタテカンを強制撤去

2017年6月16日 京大法人、”ごりらとスコラ”のタテカンを強制撤去

2017年6月27日 第9回行政指導 (黒塗り)

2017年7月3日 酒田弁護士が再度通知書を提出

2017年7月6日 京大法人、”ごりらとスコラ”のタテカンを強制撤去

2017年7月10日 第10回行政指導

(京大法人は条例に関係ないとして不開示)

2017年8月8日 第11回行政指導 (黒塗り)

2017年9月13日 第12回行政指導 (黒塗り)

2017年9月27日 第13回行政指導

(黒塗りの理由が個人情報)

2017年10月27日 第14回行政指導 (黒塗り)

2017年10月27日 京大法人、”ごりらとスコラ”の学生ら4回生3名から事情聴取

2017年12月19日 京都大学立看板規程制定

2018年1月・2月 京大法人、学生3名を処分

2018年5月13日、タテカン一斉撤去

このように見てくると、景観保護のための屋外広告物条例は単なる口実として援用されただけなのではないかという疑念がわきます。

今後の予定

弁護団会議での検討をふまえ、私たち原告は、タテカン強制撤去前に京大法人が労働組合に一切話し合いの機会を与えなかったことの違法性や、京都市条例の解釈・適用の違憲性を改めて主張する準備書面を提出します。

次回の口頭弁論は、**2023年7月27日(木) 15時**から京都地裁 101号法廷で行われます。報告集会は、口頭弁論後に、京都弁護士会館 3階会議室にてオンラインと対面の併用で実施いたします。

京都アニメーション放火事件公判で 101号法廷が使用される予定のため、次々回の口頭弁論の期日も決まっており、**2023年9月28日(木) 10時**から同法廷で行われます。

ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしくお願い申し上げます。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト代表
・副委員長 高山佳奈子)